

館山市ふるさと納税返礼品等募集要項

1. 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による館山市への寄附の促進と館山市の魅力発信、地元特産品等のPR及び販売促進など、地域経済の活性化との相乗効果を図るため、寄附者に贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）の企画提案を募集する。

2. 応募者の要件

返礼品等の企画提案に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 館山市内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、その他の団体または個人事業者であること。
ただし、館山市のPRにつながると判断されるような場合はその限りではない。
- (3) その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。

3. 募集する返礼品等について

(1) 要件

募集する返礼品等は、次に掲げる要件を満たしている商品やサービスとする。

- ① 館山市の魅力発信やイメージアップまたは地域振興につながるものであること。
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。

ただし、期間限定・季節限定・数量限定等についても可とする。なお、その場合は、おおよその予定や提供開始・終了時期等について、市担当者と密に連携し、連絡・調整が適時行えること。また、限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制が構築されていること。

- ③ 館山市からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送対応等ができること。

ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、企画提案時にその旨を明示すること。また、発送時の荷姿（梱包）については、事前に市の審査を受けること。

- ④ 食料品については、発送手段等を考慮の上、最低でも1週間以上の賞味期限が保証されること。

ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

- ⑤ サービスの場合は、市内で提供されるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること。

- ⑥ 応募できる返礼品等は、原則として、1応募者につき5点までとする。ただし、「館山市ふるさと納税返礼品等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で特別に認められた

場合はその限りではない。

(2) 価格

下記区分から選択し、提案価格に応じた返礼品等を企画提案すること。区分以外の価格については、別途協議することとする。

区分	提案価格（税抜）※梱包料込・送料抜	総価格（税込・送料込）
A	2,000円～3,000円	5,000円以下
B	4,000円～6,000円	10,000円以下
C	6,000円～9,000円	15,000円以下
D	10,000円～15,000円	25,000円以下
E	20,000円～30,000円	50,000円以下
上記区分以外	別途協議	

(3) 附帯業務

返礼品等の提供にあたり、下記業務をあわせて行うものとする。

- ① 館山市からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。また、市が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。
- ② 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに市へ報告を行うこと。
- ③ 返礼品等の受注・発送に係る寄附者の個人情報については、「館山市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的には使用しないこと。

4. 応募方法・応募先

別紙「館山市ふるさと納税返礼品等企画提案書」（以下「企画提案書」という。）に必要事項を記入し、持参または郵送により、下記まで提出すること。なお、商品イメージのわかる画像やその他資料をあわせて提出すること。

館山市役所企画課政策係

〒294-8601 館山市北条1145-1

TEL：0470-22-3147（直通） FAX：0470-23-3115

E-mail：kikakuka@city.tateyama.chiba.jp

5. 募集期間

応募受付については随時行う。ただし、採択の決定については、下記のとおり、選定委員会の了承を経るものとする。

6. 選考方法

応募された企画提案については、本要項に基づき、選定委員会において選定を行う。選定結果については、文書で通知するものとする。

なお、選定の結果、不採用とされた場合であっても、選定委員会の助言により、応募者が改善策を講じたと認められたときは、採用とすることがある。ただし、この場合、別途定める期限までに、改善後の企画提案書を再提出するものとし、期限内での再提出がなかった場合は不採用とする。

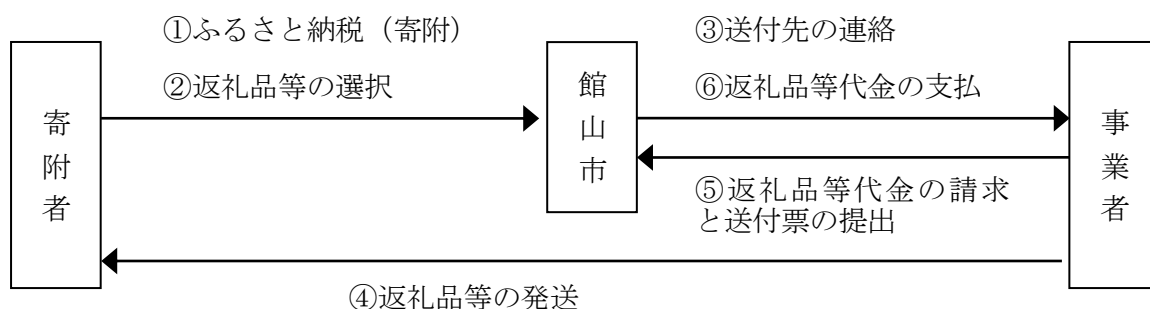
7. 契約

返礼品等として採用された場合、単年度ごとに館山市と契約を結ぶものとする。なお、館山市及び返礼品等提供者ともに、事前に特段の申し出がない場合は、この契約を更新する。ただし、契約手続きについては、単年度ごとに行う。

契約期間内における契約内容の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情により、返礼品等の提供が困難な場合は、別途協議の上、対応するものとする。

また、契約期間内であったとしても、本要項に基づき、返礼品等提供者として要件を満たさなくなったと判断された場合や提供される商品・サービスが返礼品等として不適切であると判断された場合には、契約を解除する場合がある。

8. 返礼品等の送付の流れ



9. 返礼品等のPR

返礼品等として提供される商品・サービスについては、市のホームページやふるさと納税ポータルサイト、パンフレット等に、返礼品等提供者名・返礼品名・画像・PRコメント等を掲載するものとする。なお、返礼品等の発送の際に、独自にパンフレット等を同封し、自己PRすることを妨げない。